

2 周産期医療対策事業におけるNICU入院児支援事業の実施について

(1) NICU入院児支援コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)の位置づけ等について

都道府県は、新生児集中治療室(以下、「NICU」という。)及びNICU併設された回復期治療室(以下、「GCU」という。)に入院している児童について、その児童に最も適した療養環境への移行を推進するため、どのような重症児であっても家族の一員として生活できることを目標に支援を行い、各都道府県の母子保健医療施策を推進するための責任を担うコーディネーターを配置する。

(2) コーディネーターの業務について

① 必須の業務

NICU及びGCU(以下、「NICU等」という。)の長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先(他医療機関、福祉施設、在宅等)との連携・調整

ア NICU等の長期入院児の状況や、NICU退院後の移行先の候補となる施設(他医療機関、福祉施設等)及び在宅生活を支援する施設の充足状況等を把握する。

イ NICU等の長期入院児の退院後の移行先の候補となる施設や、在宅生活を支援する地域の医療機関等と連絡を取り、個々の長期入院児の状態に応じた望ましい移行先をある程度選定する。

ウ 現在入院中の医療機関と望ましい移行先との連携・調整を行う。

エ NICU等に入院しており、適切な支援が無ければ将来的に長期に入院する可能性のある児童についても、必要に応じて支援の対象とすること。

② 必ずしも全て行う必要はないが、地域の実情に応じ、他職種とも連携しながら実施すること

ア 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携

(ア) 福祉施設、在宅等に移行した後も、症状の悪化等の緊急時には高度な医療機関等による対応が必要となるが、そういった場合に備え、日頃より緊急時の医療機関との連携を図る。

(イ) 在宅等に移行後も定期的に専門的医療機関への通院が必要な場合、その連携を支援する。

イ 家族への包括的なケアの提供

(ア) NICU入院時から、家族への障害受容等の精神的ケアを行う。

(イ) NICU等から他医療機関、福祉施設、在宅等への移行を考えるにあたり、家族の移行先に対する理解を促し、移行が円滑に行われるよう支援する。

(ウ) 他医療機関、福祉施設、在宅等に移行した後も、必要に応じて家族に対する精神的ケアを行う。

ウ 在宅生活等への移行に伴う地域の在宅医療・福祉サービスの情報提供及び環境整備
在宅等へ移行するにあたり、在宅生活で必要と考えられる訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、人工呼吸器等の医療機器の貸し出し等の在宅医療に必要な支援の調整や、訪問ヘルパー、移動具(車いす等)の作成・貸し出し、住宅改造等の福祉的サービスといった医療的・福祉的環境についての情報提供を行うとともに、不十分

新(案)

旧

な部分についての整備、改善を推進する。

(3) コーディネーターの配置場所について

保健福祉行政担当部署、総合周産期母子医療センターなど、地域の状況に応じた適切な場所にコーディネーターを配置すること。

(4) コーディネーターの職種、資格について

保健師、看護師など、コーディネーターの業務内容を踏まえ、適切な人材を配置すること。

(5) その他

事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。

① 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について」(平成19年12月26日医政発第1226006号、雇児発第1226004号、社援発第1226002号、保発第1226001号厚生労働省医政局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、保険局長連名通知)

② 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号厚生労働省医政局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、保険局医療課長連名通知)

3 健やかな妊娠・出産等サポート事業における小児科・産科医療体制整備事業の実施について

病院の小児科・産科の医師の確保が著しく困難な地域において、「小児科・産科医師確保が困難な地域における当面の対応について」(平成17年12月2日付「地域医療に関する関係省庁連絡会議」におけるワーキンググループ報告書)の趣旨に基づき、緊急避難的な措置として、医療資源の集約化・重点化に取り組む場合に、以下に示すような都道府県の取組に対して一定の補助を行う。

(1) 対象となる事業内容について

① 女性医師等の確保対策としての労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援

ア データ収集

(ア) 勤務時間等労働条件、労働環境に関する調査

(イ) 仕事と子育ての両立に関する調査

イ 女性医師等の継続就業、再就業の援助に関する先駆的な事例の収集及び他の医療機関への情報提供

ウ 病院管理者、その他病院関係者に対する説明会の開催等を通じた女性医師等の仕事と家庭の両立支援についての普及啓発

エ 女性医師等の継続就業及び再就業への支援策の検討、実践の取組への支援

2 小児科・産科医療体制整備事業の実施について

病院の小児科・産科の医師の確保が著しく困難な地域において、「小児科・産科医師確保が困難な地域における当面の対応について」(平成17年12月2日付「地域医療に関する関係省庁連絡会議」におけるワーキンググループ報告書)の趣旨に基づき、緊急避難的な措置として、医療資源の集約化・重点化に取り組む場合に、以下に示すような都道府県の取組に対して一定の補助を行う。

(1) 対象となる事業内容について

① 女性医師等の確保対策としての労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援

ア データ収集

(ア) 勤務時間等労働条件、労働環境に関する調査

(イ) 仕事と子育ての両立に関する調査

イ 女性医師等の継続就業、再就業の援助に関する先駆的な事例の収集及び他の医療機関への情報提供

ウ 病院管理者、その他病院関係者に対する説明会の開催等を通じた女性医師等の仕事と家庭の両立支援についての普及啓発

エ 女性医師等の継続就業及び再就業への支援策の検討、実践の取組への支援

新(案)	旧
<p>オ その他女性医師等の確保及び仕事と家庭の両立支援に係る取組で厚生労働大臣が認めるもの(既存の補助金等で措置される場合を除く)</p> <p>② 集約化・重点化に係る広報啓発等</p> <p>ア 地域住民への説明会(意見交換会)の開催</p> <p>イ 具体的な対策についての病院関係者等への説明会</p> <p>ウ 集約化・重点化を解説したリーフレット等の作成</p> <p>エ その他厚生労働大臣が認めるもの</p> <p>(2) 実施に当たったの留意事項 当該都道府県の地域医療対策協議会において協議を行い、</p> <p>① 小児科・産科医療の圏域の設定</p> <p>② 必要な圏域については、「連携強化病院」や「連携病院」の設定</p> <p>③ それらを包括した集約化・重点化計画の策定がなされていること。</p> <p>※上記については、現在検討中の場合を含む。</p> <p>(3) 事業結果の報告について 厚生労働省に対する事業結果の報告は、その時期や内容等について別途連絡するものとする。</p> <p>(4) その他 事業の実施にあたっては、以下の通知を参照すること。 「<u>小児科・産科における医療資源の集約化・重点化の推進について</u>」(平成17年12月22日付医政発第1222007号、雇発第1222007号、総経第422号、17文科高第642号・厚生労働省医政局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長連名通知)</p>	<p>オ その他女性医師等の確保及び仕事と家庭の両立支援に係る取組で厚生労働大臣が認めるもの(既存の補助金等で措置される場合を除く)</p> <p>② 集約化・重点化に係る広報啓発等</p> <p>ア 地域住民への説明会(意見交換会)の開催</p> <p>イ 具体的な対策についての病院関係者等への説明会</p> <p>ウ 集約化・重点化を解説したリーフレット等の作成</p> <p>エ その他厚生労働大臣が認めるもの</p> <p>(2) 実施に当たったの留意事項 当該都道府県の地域医療対策協議会において協議を行い、</p> <p>① 小児科・産科医療の圏域の設定</p> <p>③ 必要な圏域については、「連携強化病院」や「連携病院」の設定</p> <p>③ それらを包括した集約化・重点化計画の策定がなされていること。</p> <p>※上記については、現在検討中の場合を含む。</p> <p>(3) 事業結果の報告について 厚生労働省に対する事業結果の報告は、その時期や内容等について別途連絡するものとする。</p>

平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新(案)	旧
<p style="text-align: center;"><u>平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</u></p> <p>(通則)</p> <p>1 平成20年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童日用品費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業(負担金) 母子保健法第20条の規定により、都道府県、地域保健法施行令(昭和22年政令第77号)第1条に定める保健所を設置する市(以下「政令市」という。以下同じ。)及び特別区が行う養育医療の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給を除いたもの。</p> <p>(2) 結核児童療育給付事業(負担金) 児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち移送に係るものを除いたもの。</p> <p>(3) 結核児童日用品費等給付事業(負担金) 児童福祉法20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付のうち学習及び療養生活に必要な物品の支給並びに母子保健法第20条の規定により、都道府県、政令市及び特別区が行う養育医療の給付のうち、移送に係るもの。</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金交付要綱</u></p> <p>(通則)</p> <p>1 平成19年度母子保健衛生費国庫負担(補助)金及び結核児童療育費国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、母子保健法(昭和40年法律第141号)、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 養育医療給付事業(負担金) 母子保健法第20条の規定により、都道府県、地域保健法施行令(昭和22年政令第77号)第1条に定める保健所を設置する市(以下「政令市」という。以下同じ。)及び特別区が行う養育医療の給付</p> <p>(2) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う母子保健強化推進特別事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p>

(資料8) 平成20年度母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱(案)及び標準単価(案)

新(案)	旧
<p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業 オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業 (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業 ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業 カ 都道府県が行う小児科・産科医療体制整備事業</p> <p>(交付額の算定方法) 4 この負担金及び補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、3の(4)について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3の(1)の事業 (略) (2) 3の(2)の事業 <u>ア 別表2の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>イ アにより選定された額から7に定める徴収基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</u> (3) 3の(3)の事業 <u>別表2の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</u> (4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業 (略) (5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業 (略)</p> <p>(交付額の下限) 5 (略)</p> <p>(養育の給付に要する費用の徴収基準額) 6 (略)</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額) 7 (略)</p>	<p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業 オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業 (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業 ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業 カ 都道府県が行う小児科・産科医療体制整備事業 <u>(3) 結核児童療育給付事業(負担金)</u> <u>児童福祉法第20条の規定により、都道府県、指定都市及び中核市が行う療育の給付</u> (交付額の算定方法) 4 この負担金及び補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、3の(2)について、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 3の(1)の事業 (略)</p> <p>(2) 3の(2)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業 (略) (3) 3の(2)のうち、オ(2)の②の事業 (略) (4) 3の(3)の事業 (略)</p> <p>(交付額の下限) 5 (略)</p> <p>(養育の給付に要する費用の徴収基準額) 6 (略)</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額) 7 (略)</p>

新(案)	旧
<p>8 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を<u>平成20年7月31日</u>までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>10 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、<u>平成21年1月30日</u>までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>11～12 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>13 この負担金及び補助金の事業実績報告は、<u>平成21年6月30日</u>(8の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>14～15 (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>9 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を<u>平成19年9月28日</u>までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>10 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、<u>平成20年1月31日</u>までに行うものとする。</p> <p>なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>11～12 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>13 この負担金及び補助金の事業実績報告は、<u>平成20年6月30日</u>(8の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>14～15 (略)</p>

新(案)					
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					
階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
	所得割の額ある世帯	C2	7,900	790	
D階層	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円			
		30,000円以下	D1	10,800	1,080
		30,001～80,000	D2	16,200	1,620
		80,001～140,000	D3	22,400	2,240
		140,001～280,000	D4	34,800	3,480
		280,001～500,000	D5	49,400	4,940
		500,001～800,000	D6	65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7	82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8	102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9	123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10	147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11	172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12	199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13	229,400	22,940
6,270,001以上	D14	全額			
備考	1 (略) 2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。				

旧					
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					
階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額ある世帯	C2	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円			
		30,000円以下	D1	10,800	1,080
		30,001～80,000	D2	16,200	1,620
		80,001～140,000	D3	22,400	2,240
		140,001～280,000	D4	34,800	3,480
		280,001～500,000	D5	49,400	4,940
		500,001～800,000	D6	65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7	82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8	102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9	123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10	147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11	172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12	199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13	229,400	22,940
6,270,001以上	D14	全額			
備考	1 (略) 2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。				

左の徴収基準額が26,300円に満たない場合は26,300円

新(案)		旧	
	(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、 <u>第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3</u> (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条3～7 (略)		(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項 (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条3～7 (略)

新(案)					旧									
別表1-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)					別表1-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)									
階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額			
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0	0			
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,200	220	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,200	220			
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450			
		所得割の額ある世帯	C2	5,800	580			所得割の額ある世帯	C2	5,800	580			
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円		全 額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円		全 額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円				
		4,800円以下	D1				6,900	690			4,800円以下	D1	6,900	690
		4,801~ 9,600	D2				7,600	760			4,801~ 9,600	D2	7,600	760
		9,601~ 16,800	D3				8,500	850			9,601~ 16,800	D3	8,500	850
		16,801~ 24,000	D4				9,400	940			16,801~ 24,000	D4	9,400	940
		24,001~ 32,400	D5				11,000	1,100			24,001~ 32,400	D5	11,000	1,100
		32,401~ 42,000	D6				12,500	1,250			32,401~ 42,000	D6	12,500	1,250
		42,001~ 92,400	D7				16,200	1,620			42,001~ 92,400	D7	16,200	1,620
		92,401~ 120,000	D8				18,700	1,870			92,401~ 120,000	D8	18,700	1,870
		120,001~ 156,000	D9				23,100	2,310			120,001~ 156,000	D9	23,100	2,310
		156,001~ 198,000	D10				27,500	2,750			156,001~ 198,000	D10	27,500	2,750
		198,001~ 287,500	D11				35,700	3,570			198,001~ 287,500	D11	35,700	3,570
		287,501~ 397,000	D12				44,000	4,400			287,501~ 397,000	D12	44,000	4,400
		397,001~ 929,400	D13				52,300	5,230			397,001~ 929,400	D13	52,300	5,230
		929,401~1,500,000	D14				80,700	8,070			929,401~1,500,000	D14	80,700	8,070
		1,500,001~1,650,000	D15				85,000	8,500			1,500,001~1,650,000	D15	85,000	8,500
		1,650,001~2,260,000	D16				102,900	10,290			1,650,001~2,260,000	D16	102,900	10,290
		2,260,001~3,000,000	D17				122,500	12,250			2,260,001~3,000,000	D17	122,500	12,250
		3,000,001~3,960,000	D18				143,800	14,380			3,000,001~3,960,000	D18	143,800	14,380
3,960,001以上	D19	全 額		3,960,001以上	D19	全 額								
1 (略)					1 (略)									

新(案)

旧

新(案)		旧	
備 考	<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則 (略)</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。</p> <p>ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3~4 (略)</p>	備 考	<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>(1) 認定の原則 (略)</p> <p>(2) 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2及び第41条の19の2第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。</p> <p>ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3~4 (略)</p>

新(案)

旧

別表2

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費 (移送を除 く。)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	療育の給付 費(学習品 ・日用品の 給付を除 く。)	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、負担金、補助及び交付金	2分の1
結核児童 日用品費 等負担金	結核児童日 用品費等の 給付	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第2項の学習及び療養生活に必要な物品の給付に要する費用については、次により算出された額	結核児童日用品費等の給付に必要な需用費(消耗品費)、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

別表2

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費	母子保健法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合算額から、これらの費用について医療保険各法による負担額を控除した額 1 第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 2 第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額 ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県知事又は政令市長及び特別区長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	養育医療に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1